

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年 1月12日

【会社名】 トッパン・フォームズ株式会社

【英訳名】 TOPPAN FORMS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 坂田 甲一

【本店の所在の場所】 東京都港区東新橋 1丁目 7番 3号

【電話番号】 (03) 6253 - 5720

【事務連絡者氏名】 専務取締役財務本部長 福島 啓太郎

【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋 1丁目 7番 3号

【電話番号】 (03) 6253 - 5720

【事務連絡者氏名】 専務取締役財務本部長 福島 啓太郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【提出理由】

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主である凸版印刷株式会社（以下「凸版印刷」といいます。）から、同法第179条の3第1項の規定による株式売渡請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）の通知を受け、2022年1月12日付で、会社法第370条による決議（取締役会の決議に代わる書面決議）によって、本株式売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 株式売渡請求の通知に関する事項

(1) 当該通知がされた年月日

2022年1月12日

(2) 当該特別支配株主の商号、本店の所在地及び代表者の氏名

商号	凸版印刷株式会社
本店の所在地	東京都台東区台東一丁目5番1号
代表者の氏名	代表取締役 磨 秀晴

(3) 当該通知の内容

当社は、凸版印刷より、2022年1月12日付で、当社の特別支配株主として、当社の株主の全員（ただし、凸版印刷及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社の普通株式（以下「当社株式」といい、本売渡株主が所有する当社株式を、以下「本売渡株式」といいます。）の全部を凸版印刷に売渡すことの請求に係る通知を受けました。当該通知の内容は、以下のとおりです。

特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第179条の2第1項第1号）

該当事項はありません。

本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第2号・第3号）

凸版印刷は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式1株につき1,550円（以下「本売渡価格」といいます。）の割合をもって金銭を割当交付いたします。

新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第179条の2第1項第4号）

該当事項はありません。

特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第179条の2第1項第5号）

2022年3月1日

本売渡対価のための資金を確保する方法（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第1号）

凸版印刷は、本売渡対価の全てを、凸版印刷が保有する現預金により支払うことを予定しております。凸版印刷は、公開買付届出書の添付書類として2021年11月9日現在の凸版印刷の預金に係る残高証明書を提出しており、また、同日以降、凸版印刷において、本売渡対価の支払に支障を及ぼす事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識しておりません。

その他の本株式売渡請求に係る取引条件（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第2号）

本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。ただし、当該方法により本売渡対価の交付ができなかった本売渡株主については、当社の本社所在地にて、当社が指定した方法により（本売渡対価の交付について凸版印刷が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡対価が交付されるものとします。

2. 株式売渡請求を承認する旨の決定に関する事項

(1) 当該通知がされた年月日

2022年1月12日

(2) 当該決定がされた年月日

2022年1月12日

(3) 当該決定の内容

凸版印刷からの通知のとおり、本株式売渡請求を承認いたします。

(4) 当該決定の理由及び当該決定に至った過程

本株式売渡請求は、凸版印刷が2021年11月11日から当社株式に対して実施した公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して当社が提出した意見表明報告書（以下「本意見表明報告書」といいます。）の「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、凸版印刷が当社株式の全て（凸版印刷が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより、当社を凸版印刷の完全子会社とすることを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われるものであり、本売渡対価は、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）と同一の価格に設定されております。

当社は、本意見表明報告書の「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、以下の過程及び理由により、本取引は当社の企業価値の向上に資するものであるとの結論に至りました。

() 検討体制の構築の経緯

当社は、2021年3月下旬、凸版印刷より、両社の事業の更なる連携の可能性について幅広く検討を行いたい旨、打診を受けました。2021年4月上旬には、凸版印刷の想定する両社の事業の連携の可能性について説明が行われ、それを受け、当社においても連携の可能性について内部で検討を行ってまいりました。当該検討を行うにあたり、両社の資本関係の見直しについても一般的な範囲で検討を行う必要があったことから、両社の資本関係に関して従前より幅広く当社へ提案を行い、定期的に意見交換を行っていた大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）とも相談してまいりました。その後、2021年7月上旬に凸版印刷から本取引に関する初期的な提案書（以下「初期的提案書」といいます。）を提出する予定である旨の意向が示されたことを契機として、当社は、2021年7月下旬に当社の財務アドバイザーとして大和証券を、2021年7月下旬に当社の法務アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選任いたしました。

そして、当社は、2021年7月29日に、凸版印刷より本取引の実施に向けた検討及び協議を開始したい旨の初期的提案書を受領しました。当社は、当社が凸版印刷の連結子会社であり、本取引が構造的な利益相反の問題が存在する取引に該当することに鑑み、これらの問題に対応し、本取引の公正性を担保するため、TMI総合法律事務所の助言を踏まえ、直ちに、トッパングループ（凸版印刷並びにその連結子会社及び持分法適用関連会社をいいます。以下同じです。）から独立した立場で、当社グループ（当社並びにその連結子会社及び持分法適用関連会社をいいます。以下同じです。）の企業価値向上及び当社の一般株主の皆様利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始いたしました。

具体的には、当社は、本意見表明報告書の「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載

のとおり、2021年7月下旬より、当社の独立社外取締役及び独立社外監査役から構成される本特別委員会（以下に定義します。）の設置に向けた準備を始めました。その上で、2021年7月30日の取締役会における決議により、当社の社外役員としての在任期間を踏まえた当社事業に対する理解の観点、本取引の特性も踏まえた公認会計士資格や弁護士資格の保有状況にも鑑み、天野秀樹氏（当社社外取締役）、ルディー和子氏（当社社外取締役）、木下徳明氏（当社社外監査役）、尾畑亜紀子氏（当社社外監査役）の4名から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。当該特別委員会の設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容等については、本意見表明報告書の「3.当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（6）本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）を設置し、本特別委員会に対し、（ ）本取引の目的の合理性（本取引は当社の企業価値の向上に資するかを含む。）に関する事項、（ ）本取引の取引条件の妥当性（本取引の実施方法や対価の種類の妥当性を含む。）に関する事項、（ ）本取引の公正性に関する事項（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。）、（ ）上記（ ）から（ ）を踏まえ、本取引（本取引における公開買付けに係る意見表明の内容を含む。）が少数株主に不利益でないこと、（ ）上記（ ）から（ ）を踏まえ、本取引の是非について諮問いたしました。また、本特別委員会への諮問にあたり、当社取締役会は、本公開買付けに対する意見の表明にあたり、本特別委員会による答申を最大限尊重するものとし、本特別委員会が本取引の条件について妥当でないと判断した場合には、当社取締役会は、本取引を実行する旨の意思決定を行わないことを決議しております。なお、当該取締役会における決議の方法については、本意見表明報告書の「3.当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（6）本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

また、当社は、本意見表明報告書の「3.当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（6）本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会において当社の第三者算定機関及び財務アドバイザーである大和証券及び当社の法務アドバイザーであるTMI総合法律事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任の承認を受けております。

（ ）判断の内容

以上の経緯の下で、当社は、2021年11月10日開催の当社取締役会において、TMI総合法律事務所から受けた法的助言、大和証券から受けた財務的見地からの助言並びに2021年11月9日付で提出を受けた当社株式の価値算定結果に関する株式価値算定書（以下「当社算定書」といいます。）の内容を踏まえつつ、本特別委員会から2021年11月9日付で提出を受けた答申書（以下「本答申書」といいます。）において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社グループの企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討を行いました。

その結果、以下のとおり、本取引及びその後の実施が検討される本経営体制の変更（以下に定義します。）を通し、当社グループとしても、トップグループとの間でシナジーの創出を見込むことができ、当社グループの企業価値の向上に資するとの結論に至りました。

本意見表明報告書の「3.当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（2）意見の根拠及び理由」の「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、当社グループはビジネスフォーム（注1）（以下「BF」といいます。）の製造及び販売を祖業とし、現在においてもBFに加えてデータ・プリント・サービス（以下「DPS」といいます。）やBPO（注2）等で構成されるインフォメーション・プロセス事業を、売上の7割を占める主要な事業として展開しております。当該領域においてはBF、DPSを基盤とし、総合的なBPO受託拡大に注力しており、特に、企業や行政機関から預託される機微な内容を含む個人情報扱う事務領域については、盤石なセキュリティ体制や事業継続マネジメント体制が評価され、確固たるポジションを維持しております。しかしながら、昨今、紙媒体が急速に電子化される潮流にあり、BFに加え一部のDPS及び紙媒体の取り扱いが前提となるBPOの需要は今後減少傾向が継続することが想定されます。加えて、企業や行政機関におけるより一層のデジタル化（注3）の進展や、新型コロナウイルス感染症の影響による非対面・非接触型のビジネスモデルへの転換が予想される等、当社グループ及び当社グループの主要な顧客である国内企業は変革期を迎えております。その中

においても、当社グループが重点的に取り組むべき経営課題の一つとして掲げるデジタルハイブリッド（注４）戦略は、紙とデジタルの両面から企業や行政機関の業務プロセス改善や顧客エンゲージメント（注５）向上を支援することを志向しており、官民共同で進めるデジタル・ガバメント（注６）の実現や2021年9月に発足したデジタル庁が掲げる「人に優しいデジタル化」の進展にも通ずる社会的意義があると考えます。しかしながら今後、DX（注７）の社会実装が本格化していく中で、あらゆる事象のデータ化やその活用の進展、デジタル技術のより一層の発展等により、生活者の行動や社会構造が劇的に変容し、当社グループを取り巻く事業環境も大きく変化していくことが考えられます。

このような状況下において、当社グループが社会におけるプレゼンスを維持・向上させ続けるためには、従来型のビジネス領域であるインフォメーション・プロセス事業における収益力の強化を図ることはもとより、中長期的な事業ポートフォリオの変革を見据え、デジタルソリューション（注８）やIoT、ペイメントサービス等で構成されるデジタルビジネス事業を逸早く次期コア事業に育て上げることが必要不可欠と考えております。

- （注１） 「ビジネスフォーム」とは、事務処理用に用いられる書式の決まった帳票類のことであり、仕入伝票、配送伝票、請求書等の各種明細類等を指します。
- （注２） 「BPO」とは、事務処理に係る一連の業務を外部の事業者へ委託することをいいます。
- （注３） 「デジタル化」とは、既存のビジネスプロセスを、デジタル・IT技術の導入によって効率化させることをいいます。
- （注４） 「デジタルハイブリッド」とは、当社の登録商標であり、紙媒体を中心とした従来型のソリューションと最先端のデジタル技術を掛け合わせることで、独自性の高い新たな価値を提供することを指します。
- （注５） 「顧客エンゲージメント」とは、企業と顧客との信頼に基づく関係性の構築のことをいいます。
- （注６） 「デジタル・ガバメント」とは、デジタル技術を活用しながら行政サービスを見直し、国が抱える社会問題の解決や経済成長を実現するための取り組みをいいます。
- （注７） 「DX（Digital Transformation）」とは、データやデジタル技術を活用し、新たなビジネスモデルの創出や既存ビジネスの変革を行うことをいいます。
- （注８） 「デジタルソリューション」とは、当社グループにおけるデジタルビジネス事業を構成するビジネスの一つを指します。当社は当該ビジネスにおいて、情報の管理や設計、伝達のノウハウとデジタル技術を掛け合わせたソリューション提供を行います。

このような中、デジタル領域の取り組みの更なる強化に取り組んでいたところ、上記のとおり、2021年7月29日に当社は凸版印刷より本取引の実施に向けた検討及び協議を開始したい旨の提案書を受領しました。その後当社は、両社で協議・検討を行う中で、両社の連携を強化することで特にデジタルビジネス事業や既存のBPO領域を、凸版印刷が掲げるDX領域において再定義し、両社の事業を一層成長させることが可能であると考えるに至りました。

このような考えの下、本取引後の当社グループを含むトッパングループがシナジーを最大化することができる組織構造・事業構造の在り方を検討してまいりました。その結果、当社としては、本取引に加えて、その後、トッパングループが2023年10月頃を目処に持株会社体制へ移行するとともに、当社及び凸版印刷の両社が対等の精神に基づき協議・検討の上で、双方の組織構造・事業構造の変革を行うこと（以下「本経営体制の変更」といいます。）が、トッパングループとしての事業上のシナジーの最大化と、当社グループの従業員のモチベーション及び当社グループが長年に亘って築き上げてきた得意先との良好な取引関係の維持、ひいては当社グループの企業価値の最大化との両立を図る上で重要であると考えに至りました。そこで当社は、本経営体制の変更を見据えた上での本取引の実行であれば、本取引は当社グループの企業価値の向上に資するとの考えを凸版印刷に伝達したところ、本意見表明報告書の「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（２）意見の根拠及び理由」の「本公開買付け後の経営方針」にも記載のとおり、凸版印刷としても、トッパングループの企業価値の最大化を実現するため、本経営体制の変更を実行することを基本的な方針として協議・検討していきたい考えであることが確認できました。また、凸版印刷として、2023年6月開催予定の凸版印刷の定時株主総会において持株会社体制への移行（以下「本持株会社化」といいます。）に必要な議案を上程するべく、本公開買付けの成立後、本経営体制の変更の実現に向け両社の対等の精神に基づき、トッパングループの企業価値の最大化を目的として協議・検討を進めることを予定していることについても確認できました。

以上も踏まえ、当社を含むトッパングループにおいて本経営体制の変更を行うことはトッパングループ全体

の成長に資するものと当社は考えておりますものの、既存の資本関係のままでは両社の利害関係が完全には一致しないことに起因する情報共有の制約等もあり検討に多くの時間を要することが考えられます。一方で、業界環境や事業環境の変化は差し迫ったものであり、早期にデジタルビジネス事業に注力すべく事業ポートフォリオの変革に向けた行動を更に加速させる必要があります。また、本経営体制の変更により凸版印刷の持つ広範な経営資源を活用可能であること、両社が更に連携を深めることにより両社それぞれの事業領域からの拡張と深耕が可能であること、異なるスキルやバックボーンを持つ両社の多様な人材を活用することで環境の変化に柔軟に対応する強靱な企業グループを形成可能であることから、当社は、まずは当社が凸版印刷の完全子会社となり、グループ一体でシナジーの創出を早期に模索することが肝要と考えるに至りました。更に、当社は、本取引を経ることで、両社がより緊密に連携し対等の精神に基づき本経営体制の変更に関する協議・検討を進めることが可能となり、迅速かつ両社に最適な形で本経営体制の変更が成し遂げられるものと確信しております。

当社は、かかる協議・検討の結果、本取引及びその後の実施が検討される本経営体制の変更により、トッパングループ内の連携が強化され、以下に述べるシナジーを見込むことができることから、本取引は当社グループの一層の企業価値向上に資するとの結論に至りました。なお、上記のとおり、当社は、2021年11月10日までに、本持株会社化後のトッパングループ各社の資本関係を含む本持株会社化の具体的な方法の提案は凸版印刷より受けておりませんが、当社としては、本公開買付けの成立後、本経営体制の変更の実現に向け両社の対等の精神に基づき、トッパングループの企業価値の最大化を目的として協議・検討を進めることを予定していることが当社として確認できていることを踏まえて、当該結論に至っております。

(a) DX領域における既存及び新規ビジネス強化、人材育成、研究開発に関する連携

上述のとおり、当社グループはデジタルビジネス事業に注力する方針であります。紙媒体の電子化の潮流は凸版印刷においても同様に差し迫った課題であり、方針を一にするものと認識しております。両社はそれぞれの顧客基盤や製品・サービスにおけるデジタルライゼーション領域で一部親和性のあるビジネスを営んでいることから、相互に連携することが可能であるものと考えております。具体的には、当社グループにおけるデジタルソリューションビジネスに該当する分野において、両社のノウハウ・技術力を組み合わせた個人情報を含むデータ収集・保護・分析・利活用、デジタル・ガバナメント関連案件の共同推進、ヘルスケア分野等の新規ビジネスの更なる展開及び収益化、ひいては、DX領域における更なる新規ビジネスモデルの創出等が可能になるものと考えております。

加えて、両社で協力することで、高度な専門性を持つ人材の積極採用やIT分野を中心とした人材育成の拡充を図る等、当社及び得意先のDXを推進する上で必要となる組織能力を一層に強化することが可能になるものと考えております。

その他、IoT分野におけるICタグ・RFID(注9)機器やシステム及びソリューションについて、共同での研究開発による競争力向上も期待できるものと考えております。

また、両社とも当該領域においてはグローバル展開を図っており、それらを通じて両社が習得した海外の先駆的な技術やビジネスモデルを相互に活用することで、更なる相乗効果が発揮されることも期待できると考えております。

これらのノウハウ・技術力の相互活用、人材面での連携は、上場会社として双方の一般株主の利益に配慮する観点からは一定の制約があり得るところ、凸版印刷による当社の完全子会社化及びその後の実施が検討される本経営体制の変更を通じて、トッパングループとして最適な事業構造及び組織構造を実現することにより、より大きな効果を発現させることができると考えています。

(注9) 「RFID」とは、ICタグを利用し、電波や電磁波を使って自動識別・管理する仕組みを指します。

(b) BPO領域における両社のリソースの相互活用及び連携

現状、BPO領域においては、凸版印刷は企業・団体のマーケティング支援、当社グループは企業・団体の業務オペレーションにそれぞれの強みを発揮しております。しかしながら、市場においては、両社がそれぞれ強みを持つマーケティング領域と業務オペレーション領域間での緊密な連携が求められる案件が増加していることに加え、データの利活用による高付加価値化の可能性が視野に入ってきており、両社が協力することでBPO領域の更なる受注拡大と収益性の向上に繋げることができるものと考えております。また、上記(a)にて記載した他に、両社はBPO領域においてもDXに関連するビジネスに従事することから、当該ビジネスにおいても連携が可能になるものと考えております。具体的には、当社グループ

のデジタル人材・技術と凸版印刷の出資会社を含むトッパングループのデジタル人材・技術を組み合わせることで、AIやRPA等のデジタル技術を活用した、顧客業務の省人化・自動化に寄与するサービスの導入やコンサルティング等を含むBPO領域におけるビジネスの開発・拡大が可能であるものと考えております。これらの緊密な連携やデジタル人材・技術の組み合わせについても、上記(a)と同様の理由により、凸版印刷による当社の完全子会社化及びその後の実施が検討される本経営体制の変更を実施することにより、より大きな効果を発現させることができると考えています。

(c) 経営資源の効率的活用によるコスト削減

当社グループは、トッパングループの一員として、凸版印刷と経営資源の相互活用や機能の集約等を一定程度推進してはいましたが、上場会社としての独立性の観点や当社の一般株主の利益を考慮する必要性から一定の限界が存在し、これに伴う非効率性やコスト負担が生じていたと認識しております。当社は、本取引及びその後の実施が検討される本経営体制の変更を通じて、両社の連携をより緊密とすることで、上記(a)、(b)以外の領域においても、経営資源やバックオフィス機能等の事業基盤の相互活用や集約等を一層推進することで機能面の重複を排除し、トッパングループの一員として効率的な事業運営が可能になると考えております。また、凸版印刷による当社の完全子会社化及びその後の実施が検討される本経営体制の変更により、当社の上場維持のためのコスト負担を解消し、事業成長への経営資源の集中を図ることが可能になると考えております。

(d) 経営判断の迅速化

凸版印刷による当社の完全子会社化及びその後の実施が検討される本経営体制の変更を通じて、凸版印刷と当社の一般株主との間の利益相反構造が解消されるため、上記(a)から(c)に記載の施策を、当社グループを含むトッパングループの迅速な経営判断のもとで推進することが可能となり、両社の更なる企業価値の向上を追求できるものと考えております。

また、本公開買付価格に係る交渉経緯に関し、2021年10月15日、当社は、凸版印刷から、本公開買付価格を1株当たり1,350円とすることを含む最初の提案を受領して以降、凸版印刷との間で、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件について継続的に協議及び交渉を行ってまいりました。具体的には、当社は凸版印刷から、2021年10月15日に本公開買付価格を1株当たり1,350円とする旨の最初の提案を受領したものの、凸版印刷に対して、妥当な価格に達していないとの理由で、提案内容の再検討を要請いたしました。その後、当社は、凸版印刷より、2021年10月22日に本公開買付価格を1,400円としたい旨の提案を受領いたしました。いまだ妥当な価格に達していないと、提案内容の再検討を要請いたしました。その後、当社は、凸版印刷より2021年11月2日に本公開買付価格を1株当たり1,550円としたい旨の提案を受領いたしました。本公開買付価格に関し、当社は、以下の点等から、本公開買付価格である1株当たり1,550円は当社の少数株主が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、当社の少数株主に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

- (a) 当該価格が、本意見表明報告書の「3.当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3)算定に関する事項」の「当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の当社算定書における大和証券による当社株式の価値算定結果のうち、市場株価法及び類似会社比較法による算定結果の範囲を上回っており、また、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)による算定結果の範囲内であること。
- (b) 当該価格が、当社において、本意見表明報告書の「3.当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、凸版印刷との間で十分な交渉を重ねた結果合意された価格であること。

- (c) 当社における独立した本特別委員会から取得した本答申書において、本意見表明報告書の「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本公開買付け価格を含む本取引の取引条件の妥当性は確保されていると判断されていること。
- (d) 当該価格が、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2021年11月9日の当社株式の東証第一部における終値1,023円に対して51.52%（小数点以下第三位四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。）、過去1ヶ月間（2021年10月11日から2021年11月9日まで）の終値の単純平均値1,054円（小数点以下四捨五入。以下終値の単純平均値の計算において同じです。）に対して47.06%、過去3ヶ月間（2021年8月10日から2021年11月9日まで）の終値の単純平均値1,037円に対して49.47%、過去6ヶ月間（2021年5月10日から2021年11月9日まで）の終値の単純平均値1,061円に対して46.09%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっており、親会社による上場子会社の完全子会社化を目的とした過去の公開買付けの事例におけるプレミアムの水準に照らしても、優位な水準にあるものと認められること。

なお、当社は2021年11月5日付で「公正取引委員会からの意見聴取通知書の受領及び特別損失の計上に関するお知らせ」、2021年11月9日付で「(訂正・数値データ訂正) 修正後発事象に係る「2022年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」の一部訂正に関するお知らせ」を公表し、2022年3月期第2四半期の訂正・数値データの訂正を行っております。当該公表は、日本年金機構の入札に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、当社が、2021年11月4日に、公正取引委員会より、排除措置命令(案)及び課徴金納付命令書(案)に関する意見聴取通知書を受領したこと等を理由とするものであり、本取引とは無関係に行われたものであるため、上記の本取引に係る当社の検討には影響を与えておりません。

以上より、当社は、本経営体制の変更を見据えた上で実行される本取引が当社グループの企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2021年11月10日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

当該取締役会における決議の方法については、本意見表明報告書の「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、当社は、2021年12月24日、凸版印刷より、本公開買付けの結果について、当社株式39,563,682株の応募があり、その全部の買付け等を行う旨の報告を受けました。この結果、2021年12月30日（本公開買付けの決済の開始日）付で、凸版印刷は、議決権所有割合96.38%に相当する当社の株式を保有することとなり、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

(注10) 「議決権所有割合」とは、当社が2021年10月29日に公表した「2022年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2021年9月30日現在の当社の発行済株式総数(115,000,000株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(4,003,644株)を控除した株式数(110,996,356株)に係る議決権数(1,109,963個)に占める割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。)をいいます。

このような経緯を経て、当社は、凸版印刷より、2022年1月12日付で、本意見表明報告書の「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本取引の一環として、本株式売渡請求をする旨の通知を受けました。

そして、当社はかかる通知を受け、本株式売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議、検討いたしました。

その結果、当社は、2022年1月12日、会社法第370条による決議（取締役会の決議に代わる書面決議）によって、（a）本株式売渡請求は本取引の一環として行われるものであるところ、当社は、上記のとおり、本経営体制の変更を見据えた上で実行される本取引が当社グループの企業価値の向上に資すると判断しており、当該判断を変更すべき特段の事情が見受けられないこと、（b）本売渡株式1株につき1,550円という本売渡対価は、本公開買付価格と同一の価格であること及び本意見表明報告書の「3.当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（6）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること等から、本売渡株主にとって相当な価格であり、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、（c）凸版印刷は、本売渡対価の支払を、凸版印刷が保有する現預金によって行う予定しているところ、凸版印刷は、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として、2021年11月9日時点の凸版印刷の預金残高に係る2021年11月10日付預金残高証明書を提出しており、また、2021年11月9日以降、本売渡対価の支払に影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も現在認識されていないとのこと、等から、凸版印刷による本売渡対価の支払のための資金の準備状況・確保手段は相当であり、本売渡対価の交付の見込みがあると考えられること、（d）本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、（e）本公開買付けの開始以降2022年1月12日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと、（f）本公開買付けの開始に当たり設置された本特別委員会が、本株式売渡請求についても検討をした上で、本取引は少数株主に不利益ではない旨の本答申書を提出していること等を踏まえ、本売渡価格を含む本株式売渡請求の条件等は妥当であると判断し、凸版印刷からの通知のとおり、本株式売渡請求を承認する決議をいたしました。

以上